令和５年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業実施要綱

令和５年６月１５日

保健医療部長決裁

１　目　的

　　この要綱は、県内の医療機関等が、新型コロナウイルス感染症への対応として必要となる設備の整備等を行い、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を強化することを目的とする。

２　事業内容

（１）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

　　ア　目的

　　　　新型コロナウイルス感染症患者に入院医療を提供する医療機関（新型コロナウイルス感染症患者を受入れた実績があり、G-MIS上に実績及び受入可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関に限る。令和５年４月１日から５月７日までは原則として、感染症指定医療機関における感染症病床以外の入院病床又は感染症指定医療機関以外の医療機関における入院病床に限る。以下「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関」という。）において、入院患者に対する医療を提供する中で病床及び医療資器材の不足が生じ、迅速かつ適切な医療の提供ができなくならないようにするため、必要な病床及び医療資器材等についてあらかじめ整備し、医療体制の強化を図ることを目的とする。

　　イ　実施者

　　　　新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関（令和５年５月８日以降は新型コ

　　　　ロナウイルス感染症患者を受入れた実績があり、Ｇ－ＭＩＳ上に実績及び受け入

　　　　れ可能病床数等の入力を行う新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関に限る。）

　　ウ　内容

　　　　新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関の設備整備を支援する。

　　エ　整備対象設備

　　（ア）新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費

　　（イ）人工呼吸器及び付帯する備品

　　（ウ）個人防護具 (マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)

　　（エ）簡易陰圧装置

　　（オ）簡易ベッド

　　（カ）体外式膜型人工肺及び付帯する備品

　　（キ）新型コロナウイルス感染症患者を診察した医療機関において、消毒、清掃を行う費用

　　（ク）簡易病室及び付帯する備品

　　（ケ）ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）

　　（コ）ＨＥＰＡフィルター付きパーテーション

　　※（ケ）及び（コ）は令和５年５月８日以降に実施した事業に限る。

　　オ　留意事項

　　（ア）個人防護具の整備に当たっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。また、個人防護具の整備に当たっては、適切に管理すること。

　　（イ）整備した設備については、新型コロナウイルス感染症患者等発生までの間において、保守点検を行うなど、整備した医療資器材等を使用できる体制を整えること。

　　（ウ）事業実施に当たっては、対象医療機関が通常使用している医療資器材について事前に把握し、医療従事者が支障なく使用できるよう考慮すること。

（２）外来対応医療機関設備整備事業

　　ア　目的

　　新型コロナウイルス感染症の感染拡大に十分対応し、同感染症の疑い例を、診療体制等の整った医療機関に確実につなぐため、令和５年４月１日から５月７日までに疑い例を診察する帰国者・接触者外来等を設置するとともに、５月８日以降は発熱患者等の診療に対応する医療機関（以下「外来対応医療機関」という。）を確保することにより、県民の不安を軽減するとともに、まん延をできる限り防止することを目的とする。

　　イ　実施者

　　　　新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績がある外来対応医療機関等

（令和５年４月１日から５月７日までは帰国者・接触者外来等（※））

　　　※　令和５年４月１日から５月７日までの対象医療機関等については、下記の厚生労働省通知等に基づき設置されたものに限り認める。

　　（ア）「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令和２年２月１日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連絡）に基づき設置された帰国者・接触者外来、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和２年９月４日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき設置された診療・検査医療機関及び感染症専用の外来部門。

　　（イ）「新型コロナウイルス核酸検出の保険適用に伴う行政検査の取扱いのうち、「帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県等が認めた医療機関」について」（令和２年５月１０日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき設置された医療機関。

　　　　令和５年５月８日以降の対象医療機関等については、下記の厚生労働省通知等に基づき指定を受けた医療機関のうち、新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績がある場合に限り認める。

　　　　　　対象施設は、「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制について」（令

　　　　　和２年２月１日厚生労働省医政局地域医療計画課・健康局結核感染症課事務連

　　　　　絡」に基づき設置された帰国者・接触者外来、「次のインフルエンザ流行に備え

　　　　　た体制整備について」（令和２年９月４日厚生労働省新型コロナウイルス感染

　　　　　症対策推進本部事務連絡）及び「「新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置

　　　　　づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令

　　　　　和５年３月17 日付け事務連絡）」に基づく外来対応医療機関（本県においては、

　　　　　診療・検査医療機関）とする。

　　ウ 内容

　　　　外来対応医療機関等の設備整備を支援する。

　　エ　整備対象設備

　　（ア）ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）

　　（イ）ＨＥＰＡフィルター付きパーテーション

　　（ウ）個人防護具 (マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)

　　（エ）簡易ベッド

　　（オ）新型コロナウイルス感染症患者を診察した医療機関において、消毒、清掃を行う費用

　　（カ）簡易診療室及び付帯する備品

　　オ　留意事項

　　　　個人防護具の整備に当たっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。また、個人防護具の整備に当たっては、適切に管理すること。

（３）感染症検査機関等設備整備事業

　　　本事業は令和５年４月１日から５月７日までの事業を対象とする。

　　ア　目的

　　新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関における検査機器の導入を支援することにより、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備することを目的とする。

　　イ　実施者

　　新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関。

　　　　ただし、対象機関については、民間検査機関や医療機関等（※）とする。

　　　※　感染症指定医療機関、それ以外の医療機関で「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号、以下「感染症法」という。）」第１９条又は第２０条に基づき入院患者が入院している医療機関、帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として県等が認めた医療機関に限る。

　　　　　また、「今後のＰＣＲ検査の需要拡大に対応するための検査体制確保について」（令和２年５月１８日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて（一部改正）」（令和２年３月４日健感発０３０４第５号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を踏まえて整備を進めること。

　　ウ　内容

　　　　新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関が行う設備整備を支援する。

　　エ　整備対象設備

（ア）次世代シークエンサー

（イ）リアルタイムＰＣＲ装置（全自動ＰＣＲ検査装置を含む。）

（ウ）等温遺伝子増幅装置

（エ）全自動化学発光酵素免疫測定装置

オ　留意事項

　　（ア）新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関は、県等から感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保すること。

　　（イ）新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関は、県等との委託契約に基づき行政検査を実施した際には、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和２年３月４日健感発０３０４第５号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に従い、新型コロナウイルス感染者等情報把握・管理支援システム（ＨＥＲ－ＳＹＳ）に検査の結果を入力すること。

（４）新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

　　　本事業は令和５年４月１日から５月７日までの事業を対象とする。

　　ア　目的

　　　　重点医療機関（新型コロナウイルス感染症患者専用の病院や病棟を設定する医療機関）等において、新型コロナウイルス感染症患者に高度かつ適切な医療を提供するために必要な設備整備を支援することにより、新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制を整備することを目的とする。

　　イ　実施者

　　重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関とする。

　　ウ　内容

　　　　重点医療機関等が行う高度医療向け設備の整備を支援する。

　　エ　整備対象設備

　　（ア）超音波画像診断装置

　　（イ）血液浄化装置

　　（ウ）気管支鏡

　　（エ）ＣＴ撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む）

　　（オ）生体情報モニタ

　　（カ）分娩監視装置

　　（キ）新生児モニタ

　　オ　留意事項

　　（ア）新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関のうち高度な医療を提供する医療機関とは、体外式膜型人工肺や人工呼吸器を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等の治療を行う医療機関であって、整備対象設備を組み合わせて、様々な容態の患者に対して、効果的な治療を行う医療機関とする。

　　（イ）新型コロナウイルス感染症への対応として緊急的に整備するものであることから、特に高額な医療機器については、基本的にリースでの整備とすること。

（５）新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

　　ア　目的

　　　　発熱や咳等の症状を有している新型コロナウイルス感染症が疑われる患者（以下「疑い患者」という。）が、感染症指定医療機関以外の医療機関を受診した場合においても診療できるよう、救急・周産期・小児医療の体制確保を行うことを目的とする。

　　イ　実施者

　　　　疑い患者を診療した実績がある救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関

　　（令和５年４月１日から５月７日までは疑い患者を診療する医療機関として県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関とする。）

　　ウ　内容

　　　　疑い患者を診療する救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関の院内感染を防止するために必要な設備整備等を支援する。

　　　　なお、対象となる医療機関は保険医療機関に限る。

　　エ　整備対象設備

　　（ア）新設、増設に伴う初度設備を購入するために必要な需要品(消耗品)及び備品購入費

　　（イ）個人防護具 (マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)

　　（ウ）簡易陰圧装置

　　（エ）簡易ベッド

　　（オ）簡易診療室及び付帯する備品

　　（カ）ＨＥＰＡフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る。）

　　（キ）ＨＥＰＡフィルター付きパーテーション

　　（ク）消毒経費

　　（ケ）救急医療を担う医療機関において、疑い患者の診療に要する備品

　　（コ）周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、疑い患者に使用する保育器

オ 留意事項

　　（ア）「救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う医療機関」は、救命救急センター、二次救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児中核病院、小児地域医療センター、小児地域支援病院等とする。

　　（イ）本事業を実施する医療機関は、救急隊から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構わない。

　　（ウ）本事業の対象については、救急・周産期・小児医療において疑い患者を受け入れるために要するものに限る。

　　（エ）個人防護具の整備に当たっては、各品目の規格に関する一例を別添に示したので、整備する際は参考にされたい。また、個人防護具の整備に当たっては、適切に管理すること。

　　（オ）事業実施に当たっては、対象医療機関が通常使用している医療資器材について事前に把握し、医療従事者が支障なく使用できるよう考慮すること。

（６）外来対応医療機関確保事業

　　ア 目的

　　　感染症法上の位置づけの変更により、幅広い医療機関が新型コロナウイルス感染症

　　の患者の診療に対応する体制へと段階的に移行していくため、外来対応医療機関の新

　　設に伴い必要となる初度設備等の支援を行う。

　　イ 実施者

　　　令和５年３月10 日以降に新たに外来対応医療機関（令和５年５月７日以前は診療・検査医療機関）の対応を行い、少なくとも令和５年度中は外来対応医療機関の対応を行う保険医療機関

ウ 内容

外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備等の整備を支援する。

エ 対象経費

外来対応医療機関の新設に伴い必要となる初度設備であり、具体的な対象経費の例は下記（ア）～（オ）の通り。

（ア） 患者案内のための看板の設置料

（イ） ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費

（ウ） 換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費

（エ） 医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費

（オ） 非接触サーモグラフィーカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費

３　経費の負担等

　　この実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、令和５年度埼玉県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助を行う。

　附　則

　　この要綱は令和５年６月１５日から施行する。なお、令和５年４月１日から適用する。

（別添）

個人防護具に関する規格参考例

マスク　　感染リスクの高い医療従事者が着用することを考慮し、ＮＩＯＳＨ (米国国立労働安全衛生研究所) 規格Ｎ９５、 または不織布素材で製造されているサージカルマスクであること。

　　　　　顔面とマスクのフイットを高いレベルで確保できるよう、伸縮性のある締めひもで首周りと後頭部を押さえる構造であること。

　　　　　鼻部から漏れこみを抑えられるノーズクリップが装着されていること。

ゴーグル　防曇処理加工が施され、 レンズ部は耐衝撃性の高いポリカーボネイト製であること。次亜塩素酸液への浸漬やアルコール清拭による消毒で再利用が可能であること。眼鏡をかけた者でも装着が可能であること。密封式タイプであること。

ガウン　　耐水性のある不織布素材であること。

　　　　　長袖で体の前面をおおえる後ろ開き形状であり、通気性、透湿性があるもの。

　　　　　業務遂行に支障のないよう、首部及び腰部背面で留めるしめひもを有するもの。

グローブ　水の浸透性がなく、たんぱくアレルギーを起こしにくい素材であること。

　　　　　手首にガウンとグローブの隙間ができないように十分な長さを有しているもの。

キャップ 毛髪を覆い、こぼれ出るのを防ぐゴム付きのもの。

　　　　　マスクやゴーグルの着脱時に巻き込まれて外れないもの。

　　　　　不織布素材であること。

フェイスシールド

　　　　　防曇処理加工が施され、眼鏡をかけた者でも装着が可能であること。